

香美町部活動地域展開推進計画

～地域で育てる、子どもたちの多様な活動～

令和8年7月

香美町教育委員会

はじめに

これまで中学校の部活動は、学校教育の一環として、教職員の献身的な指導の下、生徒の体力や技能の向上、異年齢との交流を通じた豊かな人間性の涵養など、多大な教育的意義を果たしてきた。

しかし、本町においても少子化が急速に進展する中、部活動の維持については活動種目の減少や単独校でのチーム編成が困難になるなど、年々課題が深刻化している。また、学校における「働き方改革」が急務となる中、教職員の長時間労働の大きな要因となっている部活動を、これまでと同様の体制で維持することは限界を迎えている。

こうした背景から、国や兵庫県は部活動の地域展開に向けたガイドラインや推進計画を示し、但馬地域においても広域的な連携を見据えた展開への動きが加速している。

本町においては、令和7年度に「香美町部活動のあり方検討委員会」を設置し、児童生徒・保護者・教職員へのアンケート調査に基づく実態把握や、地域展開の時期・方法について協議を重ねてきた。

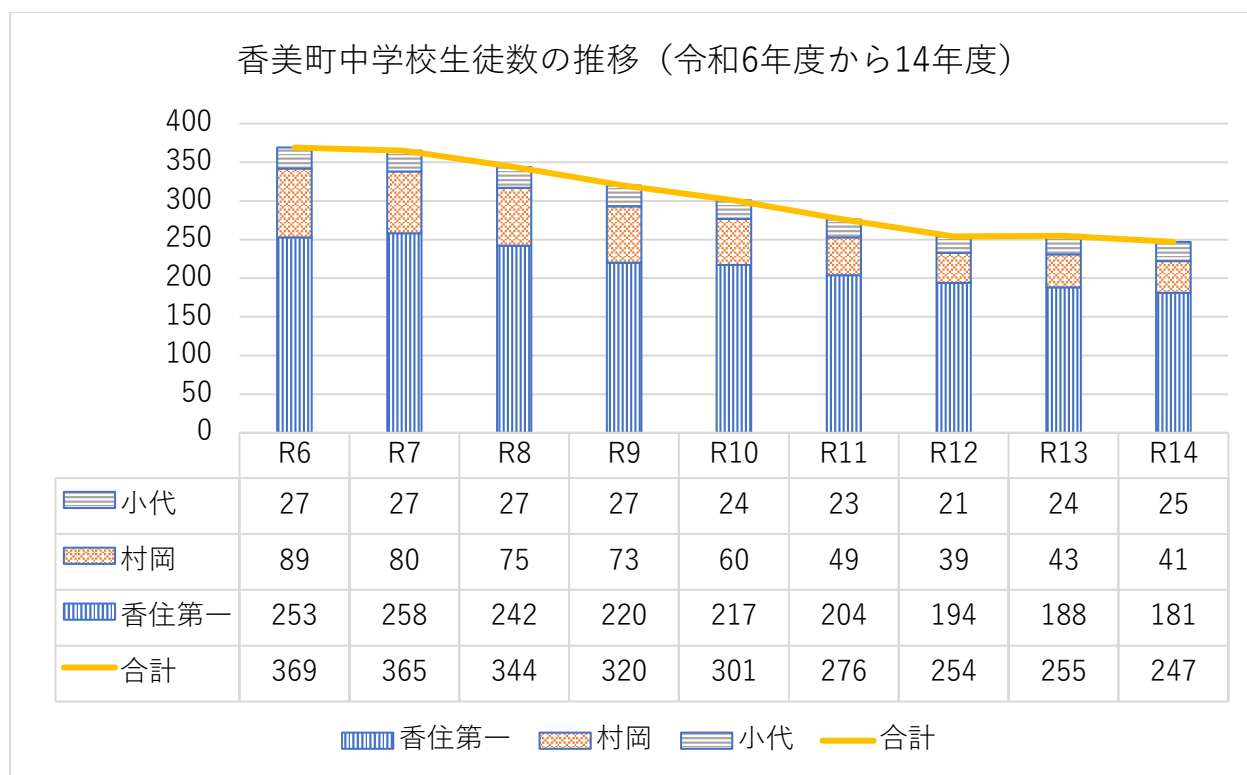
本計画は、これらの協議を踏まえ、将来にわたり香美町の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境を整えるため、学校部活動の地域展開に向けた基本方針やスケジュール、地域クラブの運営のあり方等を定めたものである。

目 次	頁
1. 部活動改革の必要性 . . .	2
2. 地域展開の目的と基本方針 . . .	5
3. 地域展開のスケジュール . . .	6
4. 地域クラブ活動のあり方 . . .	7
5. 地域展開に向けた環境整備 . . .	9

1. 部活動改革の必要性

(1) 少子化の進展による活動機会の減少

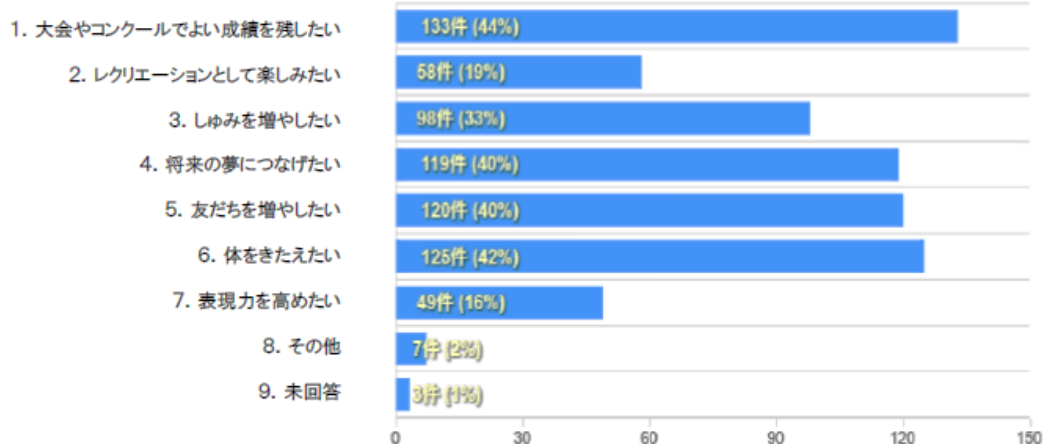
少子化に伴う生徒数の減少により、団体競技等において単独校でのチーム編成が困難となり、合同チームへの移行や部活動の廃部等、子どもたちの活動の選択肢が狭まっている。今後も少子化の進展が予測される中、学校単位での部活動の維持は極めて困難な状況にある。



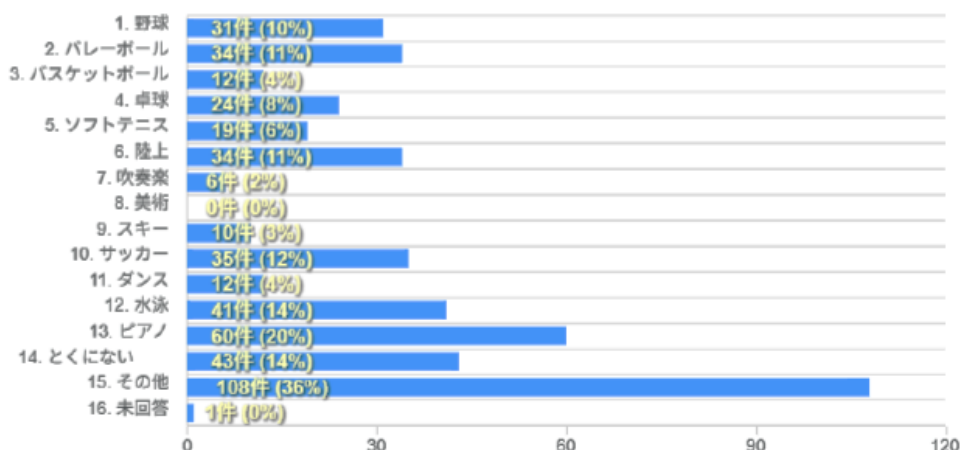
(2) 生徒・児童のニーズの多様化

アンケート調査の結果から、小学生のスポーツ・文化活動に対するニーズは「大会やコンクールで良い成績を残したい」「将来の夢につなげたい」という意欲から「友だちを増やしたい」「しゅみを増やしたい」という志向まで多様化していることが明らかになった。また、小学校時代に地域で親しんでいた活動が中学校の部活動にないケースも多く、既存の部活動の枠組みだけでは多様なニーズに十分に答えきれなくなっている。

あなたがスポーツや文化活動（音楽や演劇、芸術活動など）に参加するときに、大事にしたいことは何ですか。（複数回答可能）

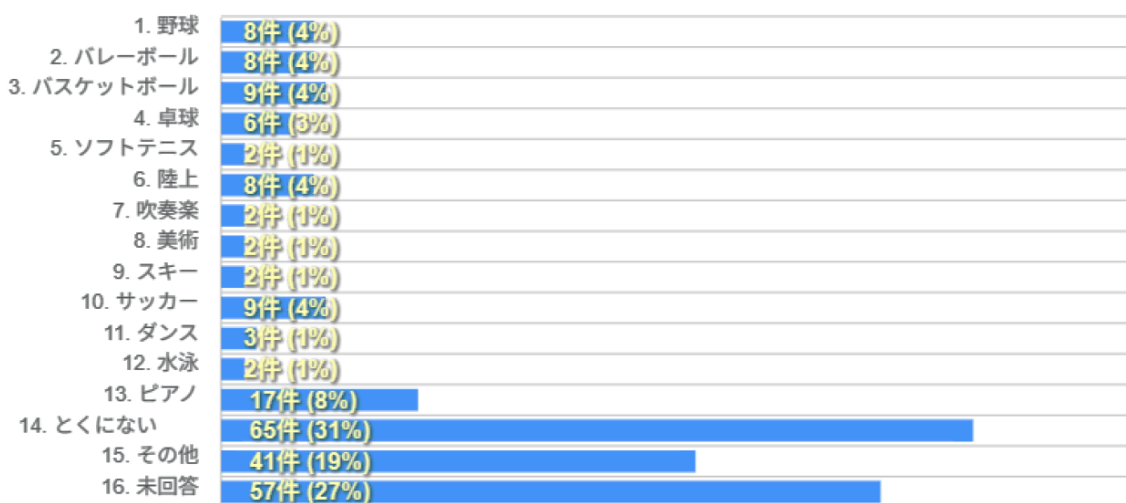


現在、学校以外で参加している活動や習いごとがあればおしえてください。（複数回答可能）



令和7年9月実施（小学4,5,6年生対象 n=299）

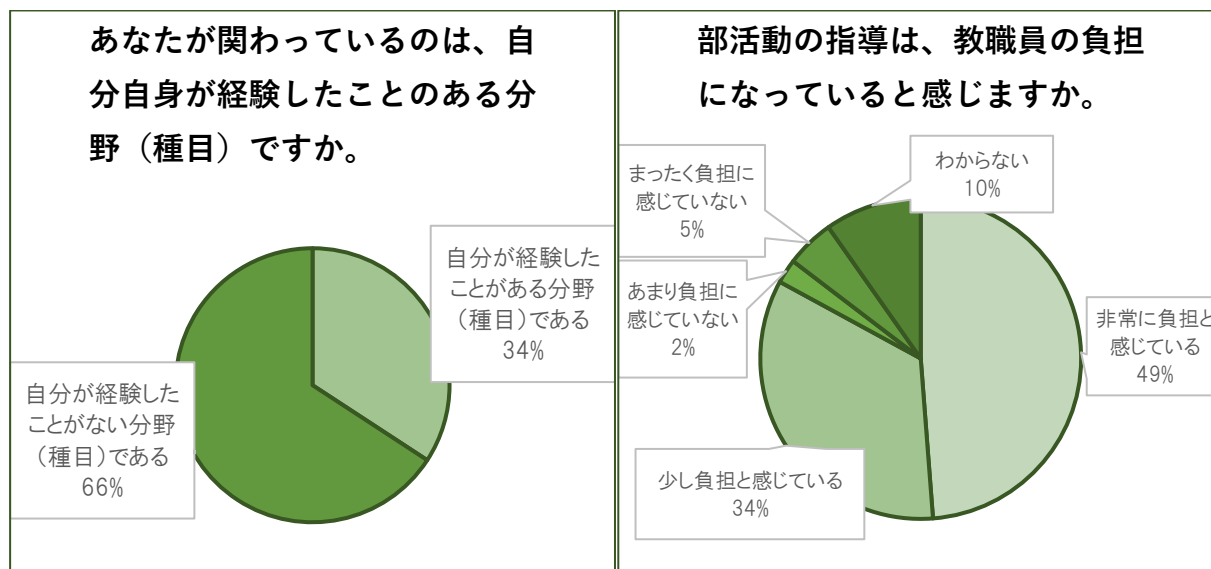
現在、あなたが学校以外で参加している活動や習いごとがあれば教えてください。（複数回答可能）



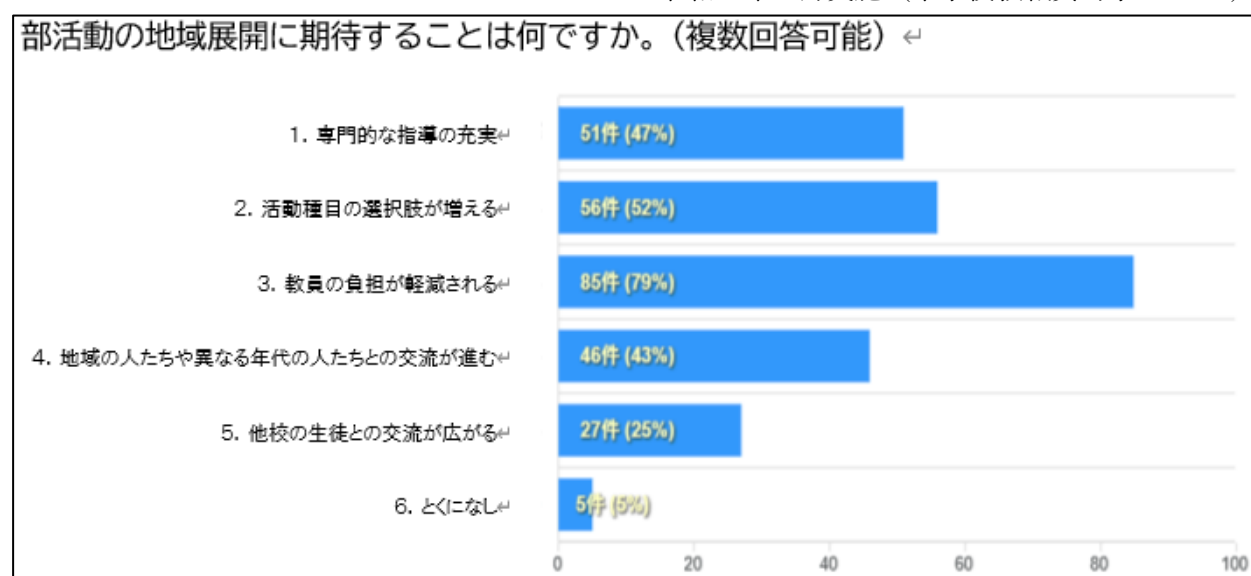
令和7年9月実施（中学1,2年生対象 n=212）

(3) 教職員の働き方改革と専門的指導の課題

部活動は教職員の献身的な勤務に支えられているが、休日の大会引率や時間外の指導は長時間労働の大きな要因となっている。また、自身の競技経験がない種目の顧問を担う教職員も少なくなく、時間的・身体的負担に加え、精神的な負担も大きい。教職員が本来の業務である授業や生徒指導に注力できる環境の整備が急務である。



令和5年7月実施（中学校教職員対象 n=41）



令和7年9月実施（小・中学校教職員対象 n=109）

(4) 多世代との交流による地域コミュニティの活性化

部活動を地域へ展開することは、単なる「学校からの切り離し」ではなく、子どもたちが地域社会の中で多様な大人と関わり、多様な価値観に触れる機会の創出を意味する。地域全体で子どもを育む環境を構築することは、持続可能なまちづくりにも寄与するものである。

2. 地域展開の目的と基本方針

(1) 目的

本計画は、学校の「部活動」という枠組みから離れ、地域が主体となる「地域クラブ活動」へ転換することで、子どもたちが自らの意思で、継続してスポーツや文化芸術活動に親しめる環境を地域全体で構築することを目的とする。

(2) 基本方針

本町における部活動の地域展開は、以下の5点を基本方針として推進する。

① 休日からの段階的な展開

指導者の確保や生徒の移動等の課題を考慮し、まずは「休日の活動」から地域クラブ活動への展開をスタートし、平日を含めた展開については、休日のモデル構築を経た上で段階的に検討する。

② 地域連携型と・地域展開型を組合せた「ハイブリッド方式」の採用

地域の実情に柔軟に対応するため、既存の部活動をベースに外部指導者の活用や合同部活動を行う「地域連携型」と、学校から完全に切り離れた地域のクラブチーム等が運営する「地域展開型」を組み合わせたハイブリッド方式を採用する。

③ 指導者が確保でき、準備が整った活動からのスタート

既存の種目に縛られることなく、地域で指導者が確保でき、安全かつ適切な運営体制が整った種目・団体から順次スタートを切る。

④ 広域連携の推進

活動の選択肢を確保するため、但馬圏域内の他市町と足並みを揃え、町外のクラブへの連携も視野に入れた連携・調整を行う。

⑤ 香美町地域クラブの育成

部活動の地域展開の担い手である地域クラブが継続して自主的な運営ができるよう育成するため、行政と保護者は必要な後方支援を行う。

3. 地域展開のスケジュール

令和 10 年（2028 年）の本格実施に向け、以下のスケジュールで段階的に取り組みを進める。

【令和 8 年度】準備・周知・制度設計期

本推進計画の策定・公表

教育委員会による指導者および地域クラブの「認定制度」の創設

教職員の「兼職兼業」ルールの整備

保護者や地域住民に向けた説明会の開催

町部活動指導員人材バンク等を活用した、広く多様な指導者の募集開始

【令和 9 年度】モデル事業実施期

指導者や環境が整った種目において、休日の地域展開を先行してモデル実施
生徒の移動手段、施設利用、保護者負担等の課題を検証・改善

【令和 10 年度】本格実施期

令和 10 年(2028 年)度、休日における地域展開を本格的に開始

4. 地域クラブ活動のあり方

(1) 香美町地域クラブの創設について

本町における地域クラブの創設にあたっては、地域の実情や種目の特性に応じ、既存の部活動の形を残しつつ外部指導者を活用する「地域連携型」と、学校から完全に切り離れた地域のクラブチーム等が行う「地域展開型」を組み合わせたハイブリッド方式を基本とする。

① 多様なクラブ創設の推進

既存のスポーツ少年団や文化芸術団体の中学生の受け入れ拡大をはじめ、指導者が新たに立ち上げるクラブ、または既存の学校部活動を母体として地域クラブへ移行するものなど、多様な形態でのクラブ創設を推進する。児童生徒のニーズを踏まえ、指導者が確保でき、準備が整った活動から順次創設を認める。

② 当面の運営母体と行政の支援

現在、本町には地域クラブを統括・運営する総合的な受け皿（NPO 法人等）が十分に育っていない現状がある。そのため、当面の間は教育委員会が主体となって制度設計や環境整備（指導者の募集・マッチング等）を支援しつつ、将来的な地域主体の自立した運営母体の育成を図る。

③ 「香美町地域クラブ」としての認定制度

新たに創設、または展開されるクラブは、教育委員会が定める以下の要件を満たすものとして「香美町地域クラブ（仮称）」の認定（登録）を受けることとする。

- ・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の幅広い活動機会を保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）する活動であること
- ・適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- ・活動の維持・運営に必要な範囲、かつ可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ・暴言・暴力・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止を徹底し、適切な指導の実施体制が確保されていること
- ・生徒の健康管理、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制、事故発生時の責任の明確化、保険への加入等、適切な安全確保の体制が確保されていること
- ・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主たる目的としない等、適切な運営体制が確保されていること

- ・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有等、学校等との連携が適切に行われていること

④ コーディネーターの配置等による伴走支援

地域クラブの円滑な創設と運営をサポートするため、指導者の発掘や学校・地域・保護者間の連絡調整を担うコーディネーター機能の整備を検討し、関係者が緊密に連携できる体制の構築を図る。

(2) 指導者の確保と質の担保

- ・多様な人材の確保と兼職兼業

地域住民、保護者、民間クラブ指導者など幅広い人材を活用する。また、指導を希望する教職員が、学校業務としてではなく「一個人」として地域クラブの指導に参画できるよう、兼職兼業の許可基準を明確化する。

- ・指導者の認定と研修

生徒を安全かつ適切に指導するため、教育委員会は指導者の認定制度を設け、暴力やハラスメント等の根絶、安全管理に関する研修の受講を義務付ける。

(3) 安全確保と適切な休養日の設定

- ・国及び県のガイドラインに準拠し、適切な休養日等を設定する。学期中は週当たり2日以上休養日を設定し、長期休業中も学期中に準じる。(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定) 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。
- ・暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値に基づく活動基準を設け、熱中症事故等の未然防止を徹底する。

(4) 大会等への参加

週末等に開催される大会等への参加が、生徒や保護者、指導者の過度な負担とならないよう、参加大会を精選する。また、中体連等の大会参加資格の緩和動向を注視し、地域クラブの生徒が円滑に大会に参加できる環境を整備する。

5. 地域展開に向けた環境整備

(1) 活動場所の確保と円滑な施設利用

学校の体育館やグラウンド、その他公共施設を地域クラブの活動場所として幅広く活用できるよう、使用料の減免や貸出手続きの簡素化など、円滑な開放ルールを策定する。

(2) 生徒の移動手段と送迎負担への対応

休日の活動や複数校合同での活動、拠点校方式の導入が想定されることに伴い、生徒の移動距離が長くなることが予想される。保護者の送迎負担を軽減するため、モデル事業等を通じて、実現可能な移動サポート体制とともに経済的な支援を検討する。移動手段としては安全が確保された手段を利用することを原則とする。

(3) 適切な会費の設定と保護者負担の軽減

地域クラブの運営に係る費用は受益者負担を原則とするが、会費が高額になり活動への参加が阻害されないよう留意する。町として、指導者への適切な報酬の支払いや資格取得への助成など、持続可能な支援策を検討・実施する。

(4) 保険の加入

活動中の不測の事態に備え、実施主体は、指導者および参加する生徒に対しスポーツ安全保険や個人賠償責任保険等への加入を義務付け、安全・安心な活動環境を担保する。